

台湾における外国籍労働者向けの多言語情報の批判的検討

—行政発の情報の形式と内容を中心に—

A Critical Analysis of Multilingual Information for Foreign Workers in Taiwan: Focusing on the Form and Content of Information Provided by the Administrative Agencies

松永稔也

1. はじめに

国境を越えた人々の移動がますます活発化している現代、台湾もその舞台の一つとなっている。台湾は資料の歴史から見ても、さまざまな人々の移動によって形成されてきた社会である。長きにわたり原住民族¹の暮らす土地であった台湾に 16 世紀ごろから中国大陸より閩南系の人々が、少し遅れて客家系の人々が移住し社会を築いてきた。50 年間の日本統治を経て、戦後は中国国民党に関わる人々が移住し中華民国を形成してきた。1990 年代からは東南アジア出身の外国籍配偶者の定住が隆盛となり、ほぼ同じ時期に、国内の労働力不足を補完する目的で東南アジア出身の外国籍労働者の導入も始まった。国民人口およそ 2300 万人の台湾には、現在、(帰化した人も含め) 130 万人以上の外国籍住民²が暮らしている。

外国籍住民の増加に合わせて行政や民間、NGO/NPO 等による外国籍住民向けの多言語支援も徐々に増加してきた。しかし、滞在目的や滞在条件の違いから、外国籍配偶者に比べて外国籍労働者への支援は比較的少ないという状況が続いている。こうした社会的な支援の少なさを反映してか、外国籍労働者向けの多言語情報の研究となるとさらに少ない。そこで、本論考では、滞在の条件や目的においてさまざまな背景を持つ外国籍住民のなかでも労働者に焦点をあて、労働者向けの情報のうち特に行政の編集・発行する多言語情報を取り上げ、その形式と内容について詳細な検討を行うこととする。

以下、第 2 節では、台湾に暮らす外国籍住民の在留資格や滞在目的による呼称の違いについて紹介し、本論考の議論の中心となる外国籍労働者の滞在目的や法的身分等について紹介する。続く第 3 節では、台湾における外国籍住民向けの多言語情報について概要を紹介する。第 4 節では外国籍住民向けの行政による包括的な多言語情報である 2 つのハンドブックを取り上げ、その形式と内容について詳しく分析を行う。第 5 節では近年の多言語情報の内容の変化について論じることとする。

2. 台湾における外籍勞工（外国籍労働者）とは

2.1 外国籍住民の在留資格・滞在目的による分類

台湾では、現在、多くの外国籍住民が台湾の住民として定住生活を営んでいる。台湾に定住する外国人は、その滞在目的や法的身分等によって、台湾人の配偶者と婚姻関係にある「外籍配偶（外国籍配偶者）」、対象国と台湾との二国間協定に基づき特定の産業種に就労することで台湾に労働者として滞在する「外籍勞工（外国籍労働者）」、前述の外国籍配偶者、外国籍労働者とは異なる在留目的（いわゆる高度人材としての就労（商業、エンジニアなど）、教師、宣教師、留学生、家事および家族滞在等）である「外籍人士（外国人）」の 3 つに分類されることが多い。

外国籍配偶者は、1980 年代初頭から主に農村部の台湾人男性とフィリピン、タイの女性との婚姻が増加し始め、その動きは次第に農村部に限らず台湾全体へ広がり、また配偶者の出身国もインドネシア、ベトナム、

¹ 「原住民族」の語は台湾の先住民の自称として定着しており、2000 年の改正中華民国憲法でも用いられている。

² 本論考では、観光や商務・出張等を目的としたいわゆる短期滞在ではなく、台湾に一定期間以上住み続けることが前提とされる外国人（帰化した者も含む）の総称として「外国籍住民」という語を用いる。

マレーシア、カンボジアと広がってきている。2021年の内政部移民署の統計では外国籍配偶者の人口は198,029人となっている³。このうち、東南アジア出身者が85%以上を占めている。また政治的な主権をめぐる微妙な関係にある中華人民共和国出身の配偶者は「大陸、港澳地区配偶」と呼ばれ統計的には「外籍配偶」の人口とは別に計上されており、その数は371,822人である。「外籍配偶」と「大陸、港澳地区配偶」も含め外国に出自を持つ配偶者全体としてみれば、その総数は569,851人にのぼる。なおこのうち、男性の割合は9.3%ほどであり、外国籍配偶者の大半が女性である。

2.2 外籍勞工⁴（外国籍労働者）とは

外国籍労働者は、対象国との二国間協定に基づき、特定の産業種⁵に就労し台湾に労働者として滞在する人々である。外国籍労働者は台湾において国内の道路・鉄道整備といった大型公共投資の活発化により労働力の不足が顕在化するなか1990年代より導入された。現在までの二国間協定の締結国はタイ、フィリピン、ベトナム、インドネシア、マレーシア、モンゴルの6カ国である⁶。台湾の労働省にあたる労働部の統計によれば、1991年には2,999人⁷が滞在しており、1999年にはベトナム人労働者の入国がはじまり、現在の外国籍労働者の送り出し主要4カ国が揃うこととなった。現在、インドネシア人が最も多く、続いてベトナム、フィリピン、タイの順となっている（図1参照）。労働者総数は、2008年のアメリカ合衆国に端を発する金融危機の影響による経済状況の悪化や、2020年に始まった新型コロナウイルス感染の世界的蔓延による移動の制限の影響を受けた減少は見られるが、全体的には増加の一途を辿り2021年末までに約70万人が台湾に在住している。労働者は台湾で行政機関として地方政府が設置されているすべての縣市に在住している。なかでも桃園市、台中市、新北市、台南市、高雄市は2014年以降、労働者人口で常に上位に位置しており、5市で労働者全体の6割以上を占めている（図2参照）。

労働部（2021）の雇用主への調査によると、産業労働者の2021年6月の平均月収は3万541元、社会福祉労働者の平均月収は2万2091元となっている。また、2014年に外国籍労働者に行った調査⁸によれば、労働者の多くは、台湾での就労にあたって、出身国の仲介業者を通して就労手続きや仲介手数料などとして3万元から多いものでは9万元以上も負担している。また、6割近い外国籍労働者が借金を抱えている。この借金は台湾での就労中に得た収入から返済することになるため、労働者たちは仲介業者や雇用主の要求に従順にならざるを得ない立場で就労を行うことになる。

外国籍労働者として暮らす彼女／彼らには、家族呼び寄せが認められない単身による滞在義務、定期的な身体検査義務、仲介業者への毎月のサービス費の支払い、雇用主の自由な変更の禁止、3年の滞在年限⁹、最

³ この数には「(過去に)台湾以外の国籍を有していた者」ですでに帰化した者も含まれている。

⁴ 後述するように、「外籍勞工」(特にその略称である「外勞」)に対して一部で含意されがちな差別的観点を払拭するべく、現在では移工と呼ばれるようになっていく。本論考では「外籍勞工」の呼称が残る時代の資料も扱うためひとまずは「外籍勞工」とその訳語として「外国籍労働者」の語を用い、原語から引用を行う場合には移工(移住労働者)も適宜用いることとする。

⁵ 外国籍労働者の就業業種は就業服務法に規定されされた業種に限定されており、労働部の統計では、製造業、土木建設業、漁業、屠畜業等に従事する者を「産業外籍勞工」、家庭看護、家事労働、施設看護に従事する者を「社会福祉外籍勞工」と区別している。

⁶ マレーシアについては1994年の2344人から減少の一途をたどり2000年代以降は年間数名から数十名ほどにとどまっている。またモンゴルについては2005年の79名から減少し2015年以降は入国者無しの状態が続いている。両国との協定関係の継続は、労働力需要への対応というよりは台湾が国家として外国関係を結んでいることを国際社会に示すための象徴的な意味合いが強いものと考えられる。

⁷ 1991年から1993年の資料には国籍別の統計はなく外国籍労働者の総数のみが示されている。

⁸ 「労働部」ウェブサイト内「外籍勞工工作及生活關懷調查 (<https://statdb.mol.gov.tw/html/svy03/0341menu.htm>)」(2022年6月16日参照)。

⁹ 2016年4月に立法議員吳玉琴らによって改正案が提出され、2016年10月21日、外国籍労働者の労働に大きく関わ

長 12 年(社会福祉外国籍労働者は 14 年)の労働年限、など、さまざまな法令・管理体制に縛られた条件・制約・制限が課せられている。産業労働者の寮生活、家庭介護労働者の雇用主宅への住み込みなど、住居の選択や転居の自由の制限に加えて、私的空間や私的時間の確保が難しい者も多い。雇用主宅への住み込みとなることの多い家庭看護・介護労働者は、労働と余暇の区別が難しいという理由から法定最低賃金の適用対象からも除外されている¹⁰。外国籍労働者の台湾での生活条件に関しては、最低賃金や福利厚生、台湾での生活への適応支援などの面で緩やかながら改善が見られるが、台湾国籍を有する一般国民に享受されている基本的な権利と比べてまだまだ乖離した面が多いことも事実である。

以上、台湾に定住する外国籍住民の滞在条件・目的等による 3 つの分類について紹介した。本論考では、主に外国籍労働者に焦点を当て、彼女／彼らのための多言語情報について以下考えていくことにする。

3. 台湾における多言語情報

外国籍住民にとってホスト社会で暮らすための情報は欠かせない。ホスト社会の主流言語によるコミュニケーションに限界がある場合は、「自国語」「母語」による現地情報の入手は質・量ともに重要になる。

台湾における多言語情報は多岐にわたる¹¹。張(2010)では、台湾における東南アジア言語の発行物を大きく商業部門と非商業部門による発行物に区分し、非商業部門発行物を(1) 政府部門出資で民間団体に編集を委託し発行、(2) 政府の補助を申請し経費を得て出版するもの、(3) NGO/NPO 発行のもの、の 3 つに分類している¹²。情報の提供対象となる外国人は、観光客等の一時滞在者、2 節で挙げた外籍人士、外国籍配偶者、外国籍労働者などである。観光客向けの交通や観光に関わる情報や博物館・美術館等の公共施設のパンフレットの場合、英語、日本語に加えて最近では韓国朝鮮語のものも増えてきている¹³。

外国籍住民向けの多言語情報の質・量の豊富さでいえば、配偶者向けのものが抜きんでている。台湾滞在に関する生活情報に加えて、妊娠出産に関する情報、台湾での就労における権利に関わる情報、法律相談情報、外国籍配偶者向けの支援組織が発行する機関紙や組織による生活支援に関する情報、台湾諸語の学習に関わる情報など、配偶者の台湾でのライフサイクルに合わせた情報が種類、内容ともに多岐にわたって提供されている。また記載される言語もタイ語、英語、ベトナム語、インドネシア語に加えて近年では配偶者数の増加に合わせてカンボジア語、ビルマ語などの情報も増えつつある。

外国籍配偶者向けの情報が多いのには以下のような理由が考えられる。まず、外国籍配偶者は台湾人と婚姻関係を結び台湾で生活しながら人口再生産を行うことが期待されている。台湾で子女の養育にあたるためにも外国籍配偶者には台湾の言語・文化・生活習慣といったものを十分に理解してもらう必要がある。また、家計維持に資する労働上の知識を得ることも期待されている。また東南アジア出身の外国籍配偶者の多くが

る法律である就業服務法の改正により、これまで課せられていた台湾滞在満 3 年で必ず 1 日以上台湾から出国するとする条項が廃止され 3 年を越えた台湾滞在が可能になった(2016 年 11 月 5 日施行)。

¹⁰ 労働部(2021)によると、2019 年 6 月の調査では、看護・介護労働者のうち「休暇あり」11.4%、「部分的休暇」54.2%、「休暇なし」34.4%となっている。コロナ禍の 2021 年 6 月になると、「休暇あり」4.3%、「部分休暇」21.4%、「休暇なし」74.3%となっている(いずれも場合も一部の例外を除き残業代は支給)。

¹¹ 多言語情報のうち文字情報としては、行政による生活情報、公的機関の広報誌、NGO/NPO の広報誌、民間による新聞・雑誌、私企業によるガイドブック、商業用のチラシの等、がある。またラジオ放送等の音声情報に加え、テレビ放送やインターネット媒体では、文字・音声に加え視覚言語としての手話による情報も加わるほか、ピクトグラム、図、絵画といった非言語的情報も多言語情報の対象となる。以上、多言語情報と呼ばれうる対象の範囲の広さに留意しつつも、本論考ではその概略を示すにとどめ、全体像と詳細については稿を改めたい。

¹² 張(2010)ではこれら 3 分類のうち(1)(2)が行政による外国籍住民向けの施策の正当性や意図を「代弁」する媒体となってしまう可能性を指摘している。

¹³ 言語数の多さでいえば、2017 年台北都市圏を中心に開催された 2017 年夏季ユニバーシアードに合わせて準備された台北都市圏の鉄道網である台北捷運の路線案内のパンフレットで 15 もの言語が用意されている。

帰化申請を行い、法的にも「台湾人」となることを考えても、配偶者たちへの情報保障は配偶者を受け入れる側である「台湾社会にとって」理に適ったものであるといえるのである¹⁴。

外国籍配偶者に対する情報は比較的充実していることがわかった。では、外国籍労働者に対する情報についてはどのようになっているのであろうか。

4. 外国籍労働者のための行政の多言語情報

4.1 本論考における「行政の多言語情報」の定義

多言語化する日本について論じた論文集『多言語社会日本』のなかで藤井（2013）は、日本に暮らす外国籍住民に対するさまざまな言語的なサービス・支援について論じている。藤井によると、日本における多言語サービス・多言語支援には次のようなものがあるという（藤井、2013：80）。

多言語サービス：多言語表示・案内、多言語文書、多言語広報メディア（広報紙・ラジオ・インターネット）、多言語図書サービス

多言語支援：多言語を用いた窓口対応、多言語通訳・翻訳（医療・生活）、多言語相談

本論考では、これらのうち主に「多言語文書」を取りあげ、発行形態について、またどのような情報が発信され、またどのような情報が不足しているのか、について考えてみたい。

藤井（2013）によると、日本の行政の発行する冊子・パンフレットには次のようなものがあるという。（1）緊急時対応・安全確認に関する情報（2）生活に関する情報¹⁵（3）在留資格・義務に関する情報（4）保健・福祉・教育に関する情報（5）日常生活に関する情報（6）施設情報（7）日本語・母語教育学習に関する情報（藤井、2013：80）。藤井のまとめは日本に暮らす外国籍住民向けの情報を網羅的にまとめたものであるが、（7）の「日本語」を受け入れ地域の主要言語に変えることによって、日本以外の地域の「行政の多言語情報」の必須事項の分析にも応用可能であることがわかる。

台湾に暮らす外国籍労働者に向けた行政の多言語情報はどうか。近年になって外国籍労働者に対する行政の対応も、ポスターやチラシの類、インターネットで発信する個別の情報などの面で徐々に充実してきてはいる。しかし、外国籍労働者が台湾での生活を開始するにあたり、比較的簡単に入手可能で、必要に応じて参照できる利便性が高く包括的な情報、つまり、第一に1. 印刷された紙媒体として発行され広く流通しているものであり、加えて2. 外国籍住民の生活のさまざまな面に関わる情報を個別にではなく可能な限り包括的にまとめているもの、あるいは3. タイトル等で外国籍住民の生活への貢献を謳っているもの、といった条件で外国籍労働者に向けた行政の多言語情報を見渡した場合、行政によって提供される外国籍労働者向けの多言語情報、なかでも労働者の台湾での生活に資する情報は非常に少ない¹⁶。

その理由の一端は、前節で述べた外国籍配偶者への多言語情報の提供が比較的充実している、その理由から見てくる。配偶者たちがライフサイクルを通して台湾に滞在し続けると想定されているのに対して、外

¹⁴ 多言語情報から見れば外国籍配偶者は台湾社会において厚遇されているかのような印象を持たれるかもしれない。しかし、外国籍配偶者に対するホスト社会のまなざしに差別的なものが多く見られてきたことも歴史的事実である（詳しくは松永（2021）等の記述を参照）。外国籍配偶者に関わる情報の発信を通して、ホスト社会の意識改革に引き続き取り組んでいくことが望まれる。

¹⁵ （5）日常生活に関する情報、との違いが分かりにくいのが、藤井（2005）には「外国人住民の生活相談に関する情報」とありより分かりやすい記述となっている（藤井、2005：61）。つまり（2）は外国籍住民向けの相談窓口へのアクセス等への言及、（5）は外国籍住民の日常生活全般に関わる情報そのものへの言及、と考えればよいだろう。

¹⁶ 「行政」による、「生活の包括的情報」の観点から本論考の対象とはしなかったが、行政による広報誌に『外労資通』『国際移工 Talk』などが、また、NGO/NPOによるものとして『PUSPITA』『KASAPI』等がある。また公益性も有する雑誌に関しては、張（2010）、小池（2012）による言及を参照。

国籍労働者は労働力の担い手ではあったが台湾社会の生活者の一員としては見られず、あくまでも長くて3年の「一時滞在者」として扱われてきたということである。

そのようななかでも、行政によって提供されている多言語情報がないというわけではない。本節では行政によって紙媒体で発行されている労働者向けの多言語情報について主に論じていく。以下、台湾の中央官庁の一つである労働部労働力発展署が発行している『外籍勞工在臺工作須知（台湾で働く移住労働者の心得）』と台中市政府が2016年に発行した『國際移工在臺生活便民手冊(台湾で暮らす移住労働者のための生活手帳)』を主に取り上げ、冊子の形式、内容について検討を行う¹⁷。

4.2 『外籍勞工在臺工作須知（台湾で働く移住労働者の心得）』

このハンドブック（写真1）は、タイ語・英語・インドネシア語・ベトナム語の言語ごとにそれぞれ中国語対訳を加えた4種の二言語併記版で発行され、これまでに何度か改訂版が出版されている。筆者の手にあるものでは、2008年度の版が最も古く、このときは中国語・インドネシア語版で合わせて63ページほどのページ数であったが、最新の2021年度版中国語・インドネシア語版では114ページまで情報量が増えている。この情報量の変化には、外国籍労働者の関連法制度の変化に対応していることや、外国籍労働者の台湾社会における位置づけや見方・見られ方の変化、台湾民衆への意識改善の働きかけといった要素も関連しているといえる。例えば、外国籍労働者には台湾入国直後、6ヶ月、18ヶ月30ヶ月と計4回の健康診断が義務付けられているが、かつて、女性労働者に対してはさらに妊娠検査も実施されており、妊娠が分かった場合には就労許可の取り消しが規定されていた。2002年まで行われていたこの6ヶ月ごとの妊娠検査はすでに取り消されており、ハンドブックにもそのことが明記されている。また、2015年には入国前のビザ申請時に実施されていた妊娠検査も廃止されたことに伴い関連する記述の改訂も行われている。このほか、2008年度版では女性の健康診断について「妊娠検査」条項があったが2021年度版では既に廃止されており、台湾での雇用期間中に妊娠した場合に、それを理由に雇用主が解雇し強制出国させることを禁じる旨も明記されている¹⁸。また、近年では、新聞・テレビ等の報道も含めて外国籍労働者を表す表記が変化していることを反映¹⁹し2020年度からハンドブックに用いられていた「外籍勞工（外国籍労働者）」の表記が「移工（移住労働者）」に改められている。

最新の2021年版のハンドブックは、序章にあたる「台湾で働く移住労働者の心得」という項目から始まり、滞在期間に3回行われる健康診断、雇用主によるパスポート・在留資格カード・財産等の預かり行為の禁止、在留期限終了前に契約延長を雇用主に促すこと、3日連続で雇用主との連絡を立った場合、非合法の労働を行なった場合、雇用許可が取り消され国外退去・再入国禁止の措置が取られること、パスポート記載内容の変更の報告義務、結核等の罹患時の報告義務、といったことが記載されている。

続けて、「直接雇用制度」に関する説明が行われており、外国籍労働者の多くが出身国と受け入れ国両方の仲介業者を通じた労働契約を行うことで手数料等をかなり負担している状況に対して、改善に取り組もうと

¹⁷ 以下、本論考ではこの2冊をその形態からハンドブックと呼ぶ。各ハンドブックの固有名については、必要に応じて『外籍勞工在臺工作須知（台湾で働く移住労働者の心得）』を『心得』、『國際移工在臺生活便民手冊(台湾で暮らす移住労働者のための生活手帳)』を『手帳』と略称を用いる。

¹⁸ 「外籍勞工」の在留資格では単身での入国が求められており台湾国内で家庭を持つことは事実上できない。女性労働者の妊娠については入国前検査、入国後6ヶ月ごとの検査等が実施されていた当初に比べ、台湾側の姿勢もかなり労働者に寄り添うものになってきているが、それでも計画的妊娠を推奨するなど、台湾での労働を阻害しないことを念頭に置いた記述が行われている。

¹⁹ 2019年4月17日には最高検察署が、「外国籍労働者の略称であった「外勞」は、近年では差別的な意味合いを持ち、汚名の烙印を押されてきた」として外国籍労働者への肯定と尊重を示すため「移工」を用いるよう要請する声明を出している。（<https://www.tps.moj.gov.tw/16314/16462/16490/16494/660116/post>）（2022年6月16日参照）

する当局の姿勢が見てとれる。

中国語版では二人称代名詞の丁寧な表記である「您」や丁寧な依頼表現を表す「請」等が用いられており威圧的な感じはさほどない。また英語版でも同様に丁寧な記述が心がけられているようである。

このハンドブックの序章の最後の部分には孔子のことばとされる「有朋自遠方來、不亦悦乎²⁰！（朋あり遠方より來たる。亦たたのしからずや）」の文言とともに移住労働者への歓迎と感謝の意を示し、「台湾での滞在をより充実したものにするため」に、外国籍労働者向けの情報が10章にわたって記載されている（表1参照）。

表 1 『心得』の記述項目

章	項目	藤井（2013）との対応
1. 守らなければいけないルール	1. 健康検査 2. 居留証申請・指紋押捺 3. 入国後の申請項目 4. 雇用許可証と実際の雇用主の一致 5. 雇用許可証と実際の雇用地の一致 6. 雇用契約期間延長の手続き 7. 特別な雇用条件（家庭看護労働者の雇用主変更・漁業労働者の船員証申請・返還） 8. 賃金について 9. 禁止薬物について 10. 入国時の注意点 「1955 労働者相談通報ホットライン」	(2) (3) (4) (6)
2. 台湾での雇用期間にあなたが有する権益	1. 賃金 2. 労働時間と休憩 3. 休日休暇と休暇申請 4. 健康保険 5. 労働者保険 6. 出入国時の手続き 7. 労働争議 8. 消費者保護 9. 労働組合加入の権利	(4)
3. 賢明な選択：合法？非法？	1. 雇用期間中に台湾で合法的に働く利点 2. 雇用期間における所在不明の発生 3. 所在不明の発生時の対応について 労働者の権利侵害時の「1955 労働者相談通報ホットライン」利用の推奨	(1) (2) (3) (4)
4. その他の留意点と関連する法規制	1. 海外代理店手数料、国内サービス手数料 2. 労働者の給料は宿舍費を含む 3. 妊娠・健康診断 4. 給与所得の課税 5. 労働安全と安全衛生遵守の規則 6. 中途帰国時の雇用契約終了の諸手続きの徹底	(1) (3) (4)
5. 法律支援の利用	法律支援の相談窓口や電話番号の情報	(1) (2) (4) (6)
6. セルフケア、身の守り方	1. 個人情報と財産の保護の徹底 2. 人身侵害（性的暴行・セクシャルハラスメント・人身売買に関する説明） 3. 移民労働者の権利と人身安全のための予防及び保護システム 「1955 労働者相談通報ホットライン」等の相談窓口 その他各種の24時間電話相談業務について	(1) (2) (4) (5)
7. 健康知識と生活豆知識	1. インフルエンザと新型インフルエンザ、2. デング熱、3. 腸チフス、4. はしか、5. 3日はしか、6. エイズ、7. 結核、8. 火傷、9. 禁止薬物への注意	(1) (4) (5)

²⁰ 「不亦樂乎」とするものも多いがここでは原文ママ。

8. 台湾の節句及び観光名所	節句：春節・元宵節・端午節・中元節・中秋節 観光名所：新北淡水・台北陽明山・台北 101 ビル・南投日月潭・嘉義阿里山・台南府城・屏東墾丁・台東知本・花蓮太魯閣	(4) (5)
9. その他の法令	動植物の輸入検疫・喫煙防止法・動物保護法・非合法送金利用禁止・優先座席について・国有林樹木伐採の禁止・帰国労働者の母国内台湾関連企業雇用の促進・「跨國勞動力權益網站(越境労働者の権利ウェブサイト)」・飲酒運転禁止・計画的妊娠の呼びかけ・かかりつけ医の推奨 ・外国人生活支援サービスの評価基準 ・携行禁止動植物の分類表 ・電動自転車の安全運転ルール	(1) (2) (3) (4) (5)
10. やさしい中国語教材	你好／謝謝／對不起／我愛你／再見／多少錢／到臺北車站怎麼走	(7)

まず、各章の項目を全体として見た場合、4.1 節で挙げた藤井 (2013) の行政の多言語情報の 7 つの項目が網羅的に含まれていることがわかる (表 1「藤井 (2013) との対応」を参照)。以下、1 章、3 章、9 章には、外国籍労働者として台湾で暮らす上で守るべき労働上の規則・義務・法律や生活上の法律について主に記載されており、なかには違法行為に対する罰則に対する言及もある。また一部には、雇用主側に法律に従った雇用を行うように促しているものもある。1 章の最後には「台湾の職場におけるあなたの権利と利益を確保するためには、上記の要件を遵守することが重要です。もし、あなたの雇用主が上記の要件を遵守していないと思われる場合は、できるだけ早く雇用主に改善を求めてください。それでも改善されない場合、または雇用主が何らかの法律に違反していると思われる場合は、できるだけ早く以下の窓口 (1955 労働者相談通報ホットライン²¹) に連絡し、必要な支援を受けられるようにしてください。」と書かれており、このことから外国籍労働者側の視点に立った文章作成がなされていることがわかる。さらには、冒頭から労働者の規則・義務・法律のみを並べ立てるといった威圧的な感じは少なく、このような章の配置によって「外国籍労働者は潜在的に容易に違法行為を行う者として見られているのではないか」という外国籍労働者の懸念・疑念がある程度払拭することができるといえる。

これに対応して、2 章には明確に労働者側の權益が謳われているほか、4 章も規則・法律に関わるものではあるが、同時に労働者の立場に立ち、給与所得や納税、仲介手数料、健康診断などについて「命じる」のではなく十分かつ詳細な説明によって理解を求めるような内容となっている。5 章の「法律相談窓口」では先述の 1955 労働者相談通報ホットラインをはじめ複数の相談窓口について言及されている。6 章の「セルフケア・身の守り方」では個人所有物の管理に関する注意喚起²²や性被害・セクシュアルハラスメント及び性産業も含めた人身売買に対する詳しい説明が行われており「1955」、警察等の相談及び通報窓口の情報が記載されており、労働者側の權益の保持のための情報として有用なものとなっている。反面、このような手厚い窓口業務の存在は、現実には労働や生活上の相談事、争議が多いということを暗に示している、とも言えよう。

7 章では感染性の高い疾病に対する注意喚起と症状、予防と対応方法について詳述されている。続けて、記述が少なく「付け足し」の感も否めないが身近な食材を用いた掃除や消臭に関する「生活に役立つ豆知識」が記載されている。8 章の台湾の節句も「豆知識」同様、付け足しの感もあり外国籍労働者の歓心を得られるものとなっているかは別として、台湾の民俗風習を伝えようとする姿勢は評価できるのではないだろうか。続く観光名所の記載も、網羅的に情報を提供する『心得』の性格上、薄い記述となるのはやむを得ないとも

²¹ 外国籍労働者の相談や訴えに対応するため 2009 年に開設された 24 時間対応無料の電話相談窓口。中国語、タイ語、インドネシア語、ベトナム語、英語の 5 言語に対応する。開設以来、窓口係員を増やして対応を行なっている。以下、必要に応じて「1955」と略記。

²² かつて、失踪防止、労働者管理を名目に雇用主や仲介業者によってパスポートや在留カードが取り上げられる、給与の一部を強制的に貯蓄させるといった行為が見られたことを反映しての記載である。

言える。また、全国版のハンドブックであるため限られた紙幅で著名な観光地を薄く広く紹介せざるを得ないという事情もあるのだろう。

9 章については章の最後にある「外国人生活照顧服務計畫書裁量基準（外国人生活支援サービスの評価基準）」について特に言及しておく必要がある。ここでは、外国籍労働者の就業業種別に、飲食・住居・（労働環境）管理の 3 項目について雇用主側がどの程度の生活支援を行うべきか、についての基準が表形式で記されている。飲用水の品質、食事提供の場合の衛生管理、宗教に配慮した食事、宿舍の居住面積、トイレの数、外国人対応職員の数、通訳の数、宗教施設の設置、労働者の安全確保義務、相談窓口の設置義務等、雇用主に求められる基準が労働者に明示されていることに大きな意味がある。

10 章は中国語の表現集となっている。これも 7、8 章の「付け足し」の情報と同様、労働者にとっての生活上の有用性という意味では疑問が残る²³。「労働上の心得」であるという性質上やむを得ないとも言えるが、全般的に言語的、文化的な情報提供という意味では改善の余地がある。

ハンドブック末尾には本文中に触れられた外国籍労働者に関連する連絡先の一覧が掲載されているほか、外国籍住民向けに出身国の言語で放送されているラジオ番組の一覧も記載されている。

以上、『心得』の内容について詳しく見てきた。冒頭から労働者の労働上の規則・義務・法律や生活上の法律なども記載されているものの、同時に雇用主の責任や義務についても明記されており、また各所に労働者のための相談窓口に関する情報も配されている。最初の『心得』発行から、情報そのものの改訂に加えて表現の改訂も行い、より労働者の側に寄り添った記述へと改善も行われてきている。生活の言語や文化的側面に関わる記述の充実によって今後さらなる情報の質の向上が期待できるだろう。

4.3 台中市政府による多言語情報

『国際移工在臺生活便民手冊(台湾で暮らす移住労働者のための生活手帳)』は 2016 年 2 月に台中市政府勞工局によって発行されたもので、台湾の外国籍労働者の出身国（タイ・フィリピン・インドネシア・ベトナム）の主要言語であるタイ語、英語、インドネシア語、ベトナム語の 4 つのバージョンが用意され、各版ともに 32 ページで構成されている（写真 2）。表紙にはバージョンごとに出身国言語と中国語の二言語併記でタイトルが示されており、それぞれの言語版ごとに各言語で「台中へようこそ」を意味する表記が記されている。表紙を開いた 1 ページ目には 2016 年の年間カレンダーが配され、続く各ページにも罫線や枠線でメモの欄が配されており、手帳・メモ帳としての用途も想定されていることがわかる。成人労働者向けのハンドブックではあるが、表紙も含めたほぼ全てのページに動物や虫等の「漫画化」されたイラストがふんだんに配置され、また背景もページごとに色分けされたチェック柄が施されており「親しみやすさ」を意図していることが窺える。

続いて各ページに書かれている情報の表現のされ方とその内容について検討してみよう。

各ページには中国語と各国言語の二言語併記で外国籍労働者の台湾での生活に関わる情報が 24 ページ分 24 項目にわたって記されている。中国語版では二人称代名詞の丁寧な表記である「您」や丁寧な依頼表現を表す「請」等が用いられており威圧的な感じはしない。ただし、対訳では事情が異なる。例えば、英語版でも丁寧な記述が心がけられている部分もあるが、中国語の文章に比べるとかなり文意の省略や意識が行われており、また中国語版で多く用いられている「請」の英語対訳となる“please”の語彙は省略され“don't~”、“do not~”といった命令口調も多く見られる。タイトルにある「便民」には「大衆の便宜を図る」という含意

²³ 台湾の主要言語の学習は外国籍配偶者が主な対象であったが、近年では、新北市、台中市などが外国籍労働者向けの中国語学習を行っており、その動きが台湾各地に広がりつつある。新北市勞工局外勞服務科（2018）、臺中市政府勞工局（2019）、松永（2021）等を参照。

があり、タイトルの意味をより詳しく記すとすれば「台湾の国際移住労働者の（民衆としての）生活の便宜を図る手帳」となる。このようにタイトルには「移住労働者の生活のために」という意味が記されているにもかかわらず、各ページに記されている情報には大きな問題があるといえる。以下、表 2 で各ページに記されている文言を列記する。

表 2 『手帳』の記述項目（中国語）

頁	本文	文意
1	合法の就労を行う、休日などに契約外の労働を行わない。	義務
2	外国籍労働者が搾取されているのを発見したら、110 番に通報してください。	権益
3	環境美化にご協力をお願いします。ゴミのポイ捨ては 6 千元以下の罰金に処せられます。	法令と罰則
4	犬や猫の虐待、傷害、屠殺、販売は動物保護法違反となり、1 年以下の懲役、10 万元から 100 万元以下の罰金に処されます。	法令と罰則
5	市の条例で禁止されている川で、漁具を使って水生動物を捕獲しないでください。違反者は 3 万元から 15 万元の罰金が科せられます。	法令と罰則
6	公園内で魚釣りや釣りをしてはいけません。違反者は 1,200 元から 6 千元の罰金を科せられます。	法令と罰則
7	不法逃亡が発覚した場合、直ちに本国へ送還されます。	法令と罰則
8	刑法に違反する暴行、傷害致死、殺人の罪は、有期懲役、罰金、有期刑、終身刑となります。	法令と罰則
9	犬や猫が虐待されたり、傷つけられたり、屠殺されたりしている写真や動画をインターネット上に公開することは、1 年以下の懲役、拘留または 3 万元以下の罰金に処されます。	法令と罰則
10	就労期間終了後、帰国し携帯電話を使用しなくなった場合、または携帯電話を紛失した場合は、通信事業者に返金または電話契約解除を申請する必要があります。もし電話番号が（不正に）広告に用いられた場合 6 千元以下の罰金に処せられます。	法令と罰則
11	市内にある高美野生動物保護区の中心エリアに無断で立ち入らないでください。違反者には 5 万元から 25 万元の罰金が科せられます。	法令と罰則
12	屋内の公共の場所、公園、駅など屋外での喫煙は禁止されています。違反者は 1 万元以下の罰金に処されます。	法令と罰則
13	現在の仕事、勤務先、あなたの雇用主は、労働省からの雇用許可書と一致している必要があります。	義務
14	公共の場での泥酔・乱暴行為や正当な理由のない殺傷器の携帯等、公序良俗違反を犯した場合、罰金または拘留の罰則となります。	法令と罰則
15	台中市ではゴミの分類が義務付けられていますので、一般ゴミ、資源ゴミ、生ゴミを分別し、回収、廃棄、処分するようご協力をお願いします。	生活ルール
16	本国での就労から 6 ヶ月後、18 ヶ月後、30 ヶ月後に定期健康診断を受ける必要があります。	義務
17	生ゴミをリサイクルする場合、生ゴミにゴミや残飯を混ぜないようにお願いします。違反者は規定に基づき、1,200～6 千元の罰金が科せられます。	法令と罰則
18	台湾での勤務中は、薬物の製造、輸送、販売、譲渡、投与、所持をしてはなりません。摘発されて刑事訴追を受けたり、判決を受けたりした場合、労働部は労働許可証を取り消し、出国することになり、二度と台湾で働くことができなくなります。	法令と罰則
19	電球、紙、ポリスチレン、ガラス、ワインボトルなどは分別してリサイクルしてください。違反した場合、1,200～6,000 元の罰金が科せられます。	法令と罰則
20	労働者の通常の労働時間は、1 日 8 時間、1 週 40 時間を超えてはいけません。家庭看護労働者には労働基準法は適用されません。	権益
21	頭痛、38 度以上の発熱、骨の接合部の筋肉痛、目の奥の痛み、赤い発疹など Dengue 熱の症状がある場合は、できるだけ早く医師の診察を受け、渡航歴を医師に伝えてください。	生活ルール
22	使用者は、通常の労働時間が 2 週間あたり 84 時間から 1 週間あたり 40 時間に短縮されたことを理由として、労働者の賃金を引き下げることはできません。家庭看護労働者には労働基準法は適用されません。	権益
23	Dengue 熱の発生源となることを避けるため、花瓶や鉢植えは定期的に洗い、使用しないときは逆さにして水がたまらないようにし、水をためる容器には蓋をしてください。	生活ルール
24	台中世界花博覧会 展示会場：台中市后里区、豊原区、外埔区 2018/11/3～2019/4/24	生活情報

まず、1 ページで「合法の就労を行い休日などに契約外の労働を行わない」との義務規定が記載されること

から始まる。2ページになって「労働力搾取・性搾取が発生したら勇気を持って通報を」と労働者の權益が謳われる。以下、權益については20ページの「法定労働時間に関する情報」と22ページの「雇用主は週の労働時間の短縮を理由に給与支払いを減少させることできない」との項目があるのみである。3ページ目から12ページまでは動物虐待、ゴミ分別、喫煙、刑法犯罪等に関わる違法行為と罰則規定が記述されており、これら違法行為と罰則規定は全24項目のうち14項目にも及ぶ。そのほか、労働契約内容と労働実態の一致すべきであること、健康検査義務といった義務に関する2つ項目、ゴミの捨て方、デング熱が疑われる場合の医療機関への報告、蚊の発生防止のための水たまりの管理といった生活のルールに関する3項目、そして唯一の生活の有益な情報として台中で開催される花の博覧会の紹介となっている。

記載の多くが法令と罰則、義務、ルールに関する項目によって構成されたこの『手帳』は当時どのように受け入れられたのであろうか。このハンドブックの発行当時、一部の新聞社のみではあるが新聞報道が見られた²⁴。記事では「労働局では、外国籍労働者が台中で自国と同じように快適に生活できるようにすることが、社会統合につながると考えている」としながらも、「(外国籍労働者が)台湾の言語を知らずまた報道も見ないこと、加えて台湾人の生活習慣や法規を知らないことで、文化の違いから誤って法律を破ってしまうことが多い」ことから、外国籍労働者が違反しがちな法律について紹介し注意を促している、との説明がなされている。同報道では、台中市政府の職員がハンドブックを手に取りにこやかに微笑む姿も付されており、記事の内容も「台中市政府が移住労働者の生活に資するハンドブックを制作した」と台中市政府側に好意的な表現となっている。記者がハンドブックの内容に少しでも目を通し、これを手にする移住労働者の観点に立つことさえできれば、このハンドブックの構成が労働者たちを不快にさせる可能性に気づくことができたはずである。台中市政府のみならず新聞報道までもがこのハンドブックをほぼ手放しの状態で称揚してしまったことは大変残念に思われる²⁵。なお、「移住労働者の生活の便宜を図る」と謳うこのハンドブックの異様さに気づきその問題点を指摘している言説もごく一部で見られるが²⁶、全般的には「移住労働者のため」を謳うハンドブックの内容のはらむ大きな矛盾について、台中市に暮らす当事者市民のあいだでの問題意識の共有は不在のままであるといえよう。

4.4 言語生活に関する情報

台中市政府勞工局によって『手帳』と同時に発行された『推字卡(多言語の指差しカード)』にも触れておく(写真3)。このカードは、A4サイズの紙面に「打掃」「煮菜」「上厕所」「喝水」「吃飯」「散步」「關燈」「小聲」「換衣服」「睡覺」の10の語彙がタイ語・インドネシア語・英語・ベトナム語との5言語併記で印刷されている。カードに関する新聞報道によれば、台中市勞工局はこのカードを「外国籍労働者と雇用主の良好なコミュニケーションのために、生活に関連する語彙を4カ国の言語で印刷作成し、雇用主がやってほしい作業を外籍労働者が理解できない場合にこれを指し示すことができる」目的で作成しているという²⁷。雇用主にとって便利なカードといえることができるが、外国籍労働者の台湾での生活に資するかどうかには疑問が残る。

²⁴ 蘇金鳳(2016/2/23)「4國文字「國際移工手冊」讓外勞更融入台灣」『自由時報』(<https://news.ltn.com.tw/news/life/breakingnews/1611132>) (2022年6月16日参照)

²⁵ 台湾において外国籍住民の立場に寄り添い、東南アジア諸語による各言語版を揃え月刊(一部隔月刊)で報道を続けてきた『四方報』という独立紙のフィリピン語版の休刊号にもこのハンドブックに関する記載が見られる。これまでの『四方報』の報道姿勢を知っている者からすると考えにくいことだが、この休刊号掲載の記事は、ほぼ「ストレートニュース」としての報道であり、残念ながらハンドブック内の文言に対する批判的視点は感じられなかった(李・陳、2006:4)。

²⁶ 陳翰堂(2016/7/7)「台中市「政府官員」的東協狂想曲『獨立評論@天下』」(<https://opinion.cw.com.tw/blog/profile/52/article/4502>) (2022年6月16日参照)

²⁷ 蘇金鳳(2016/2/24)〈外勞溝通困境 勞工局推字卡〉『自由時報』(<https://news.ltn.com.tw/news/local/paper/961269>)

新北市勞工局が発行している『溝通無障礙!隨身字圖卡(コミュニケーションに垣根なし!どこでも絵単語カード)』は外国籍労働者向けの言語学習冊子として、「自己紹介」に始まり「飲食」「衣服」「家庭用品」「看護」「生活」「ゴミ分類」の各語彙が中国語・ピンイン・英語(語義)で示されインドネシア語・ベトナム語・タイ語で「発音表記と語義」がそれぞれ示されている²⁸。後半にある「生活会話」の内容を見ると先述した指差しカードとは比較にならないほど充実が図られている(写真4)。会話の多くが介護・家事等の労働に関わる文脈で示されているものの、外国籍労働者の労働以外の日常生活に関連する語彙が収められている点は評価して良いだろう²⁹。

本節では、外国籍労働者に向けた行政の多言語情報について紹介、分析を試みた。本節冒頭で述べたように、外国籍労働者向けの多言語情報自体が少ないなか、労働部によって発行されている『心得』は労働に関するもののみではなく、生活全般の情報についてできる限り伝えようとしている姿勢が感じ取れるものとなっている。全国共通の情報である『心得』に対して、台中市が独自に発行した『手帳』には、地方政府として地域に根ざした情報を外国籍労働者へ伝える、という役割が期待されたはずであるが、結果として非常に抑圧的な内容に終始してしまった点が残念である。

以上、本節での論考では批判的な指摘が多くなったが、近年の行政による多言語情報には、形式・内容両面において変化が見られるようになってきている。次節では近年の変化について論じていく。

5. 変化の兆し

5.1 外国籍労働者向けの観光ガイドブックの発行

台中市政府は2016年末、台中市を含む台湾中部の外国籍労働者向けに台中及び周辺51の観光地を紹介する観光ガイドブック『臺中遊樂休閒手冊』をタイ語・インドネシア語・ベトナム語・英語の4言語で発行した(写真5)。このガイドブックは先述したハンドブックと異なり、各ページで挙げられている観光地の名称のみ中国語を併記している以外には、基本的に4つの外国語を各言語版で単一で表記しているものである。

紹介されている観光地については、台中及び中部台湾各地の廟、商業施設、景勝地など一般の観光ガイドブックにも見られるようなものが一通り選ばれている。しかしこのガイドブックで特筆すべきなのは、外国籍労働者の労働以外の生活の糧になる地域情報が織り込まれている点である。

「聖母堂(無原罪聖母教会)」ではフィリピンのタガログ語とベトナム語のミサが現地出身の司祭によって行われている。紹介ページには、午前11時に英語³⁰で、午後2時からベトナム語でミサが行われる旨が明記されている。また、台湾に6つあるモスクのなかでも最大のものである「台中清真寺」についても紹介され周辺にハラールの食材店、レストランがあることも記されている。さらに、台湾鉄道台中駅の駅周辺にあるショッピングモールで日曜日には多くの外国籍住民が訪れる「東協廣場³¹」についても紹介されており、外国

²⁸ 発音についてはピンインで示されるものがほとんどであるが、この冊子では中国語の発音により近い音を各言語の発音で示しているようである日本語の場合、発音を片仮名で示すのに近いといえ、外国語学習上は必ずしも適切な方法とはいえないが、外国籍労働者の需要を考えた場合、生活用語をより早く習得し発音するための手段としては十分に機能しているといえるだろう。

²⁹ 本冊子巻末には「法令」の項目が設けられ、外国籍労働者に関わる法令や1955労働者相談通報ホットライン、新北市独自の労働者ホットライン等の情報が5言語併記で記載されている。法令の多くは外国籍労働者の権利に関わるものであるが、なかには一時話題となった「外籍勞工が犬を捕獲して食用にしている」という報道を受けてか、「猫・犬の虐待・食用の禁止」といった記述も見られる。一部例外として発生した外国籍住民による「動物虐待」の事例を国籍という属性で外国籍住民全体に当てはめる言説の発信がここでも見られる。

³⁰ この教会のミサに参加すると、正しくは英語とタガログ語の併用でミサが行われていることがわかる。

³¹ かつて「第一廣場」と呼ばれたこの場所の外国籍住民にとっての意味については、松永他(2014)松永(2015)を参照。

籍労働者のための複数の言語による相談窓口が設置されていることも示されている。

第4節の『心得』『手帳』の分析で論じたように、従来の多言語情報は受け入れ側から見た「労働力」としての外国籍労働者像を反映したものであり、労働以外の生活への配慮は多少なりとも見られたものの、労働者たちの余暇の充実については大まかに触れられているにとどまっていた。しかし、『臺中遊樂休閒手冊』では、労働のための滞在を前提としながらも勤務時間外の生活もあり、また余暇を過ごす「人間の存在³²」としてようやく捉えられるようになったという意味で、大きな進歩を遂げているといえよう。特に外国籍労働者の余暇の過ごし方に配慮した記述があること、労働者の信仰にも配慮がなされていることは大きく評価できる点である。

もちろん、『臺中遊樂休閒手冊』が観光ガイドブックである以上、外国籍労働者を観光客として呼び込み消費的な経済活動を推し進めるという意味で、外国籍労働者の生産性ではなく消費者的性向にのみ注目し台湾社会の経済活動の一部として彼女／彼らを包含しようとしているに過ぎない、とする見方もできよう。また、こうした経済的な取り込みの姿勢以外にも、本論考でたびたび指摘してきたものと同種の問題がここでも見られる。本ガイドブックには各観光地の紹介文の隙間を埋めるように随所に「コラム」欄が設けられているが、コラムの記述をよく見てみると、「動物を食べる・殺すことへの注意喚起」「ゴミのポイ捨てへの注意喚起」「水資源の有効利用」「食器等の持参による環境配慮」「交通安全遵守」といった、前節の『手帳』でも多く見られた外国籍労働者（が犯しがちと受け入れ側の社会が考える行為）への注意喚起と捉えられるような文言が確認されるのである³³。

第4節で見られた「労働者のために」という謳い文句の欺瞞から抜け出し、外国籍労働者を生活者、台湾社会の一員として迎え入れる態度に進歩が見られることを大いに認めると同時に、受け入れ側に内在する外国籍労働者への非礼で非人道的な情報発信については注意深く目をくばり指摘していく必要がある。

5.2 言語表記の更なる多様化

2017年、労働部労働力發展署は、中国語、英語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語の5言語から構成された「跨國勞動力權益維護資訊網站（国境を越えた労働者の権利保護に関する情報サイト）」を開設した。このページは、行政による多言語情報のインターネット版とでもいうべき存在で、最新情報、労働関連法の掲載、地方政府の活動検索、雇用主の外国籍労働者招聘前の研修、介護労働者の研修、外国籍労働者向けの中国語学習資料、重大疾病の情報等が準備されている。また4節で紹介した『心得』にも本ウェブサイトのURLが紹介されているとともに、ウェブサイト内で『心得』の最新版がpdfファイルでダウンロードできるようにもなっている。加えて、従来の多言語情報ではフィリピン出身者向け情報が英語表記のものに限られていたが、本サイトではフィリピンの主要言語の一つであるタガログ語³⁴版のサイトが加えられている点が

³² 台湾中部の彰化県で2007年に実施された外国籍労働者の雇用説明会で用いられたスライドでは、「各国籍労働者特性一覧表」として主要4カ国の労働者の特性が民族性、労働態度、労働特性、適合職種に分けて説明されている。「温和純朴」「勤勉で耐性あり」「辛い労働に耐える」「年中無休」「体力よし」「主従観念あり」など、労働者を非人間的に「労働性能カタログ」視する表現が多く見られる。

³³ 「消費者問題発生時のホットライン」などの情報もあり、外国籍労働者の権益にもつながる情報も一部見られることを付け加えておく。

³⁴ 台湾では目下のところ、多言語情報の提供は国籍別に行なわれる場合が多いが、どの言語で情報を提供するかを決めることは簡単ではない。（世界）共通語としての英語ではなく、外国籍住民の出身国の言語を用いた情報提供に第一義的な意義を認めそれを推し進めることは重要である。ただし、多言語国家においては、国の主要言語とされる言語と個々の話者の言語意識や母語感情が一致しないことがあるということを忘れてはならない。フィリピン出身者にむけて英語ではなくタガログ語で情報提供をするという対応に賛意を示すと同時に、情報を受け取る当事者にとってタガログ語は母国の言語であり国語の基礎言語ではあるが当人の言語使用としても言語意識としても第一言語ではない、といった事例が多くあるということ、これは多言語国家の出身者の多くが直面する事態であることを心に留めておく必要がある。

特筆に値する。

2019 年末から世界に広がった Covid-19 への対応にも触れておく。台湾の対応は 2003 年の SARS で大きな被害を出した反省から大変に迅速なものであり、当時以上に多様な言語文化的背景を持つ人々が増加しているなかで、4 節で紹介した 1955 労働者相談通報ホットラインは LINE グループを立ち上げタイ語、英語、インドネシア語、ベトナム語で防疫関連の情報を中心に発信を行なっている。また、行政の情報を民間の有志がタガログ語に翻訳し発信していくといった活動も見られる³⁵。

6. むすびにかえて

本論考では、台湾における外国籍労働者向けの行政の多言語情報について考察を行った。外国籍労働者向けの生活に資する多言語情報自体が非常に少ないなか、台湾全土向けのハンドブックである『心得』は、言語文化的な項目における改善の余地はあるものの、労働と生活の両面で外国籍労働者の權益に比較的寄り添った内容になっていることがわかった。

一方で、全国版のハンドブックでは記載することが難しい台湾各地の地域の事情に特化した情報提供が期待されるはずの地方政府発行の多言語情報において、むしろ外国籍労働者に寄り添うことのない義務・指導・禁止・命令・懲罰などに関わる情報が多く発せられている現実についても確認ができた。

外国籍労働者への非人道的な態度の要因の一つは外国籍労働者が「3 年で出国する」単身の一時滞在者にすぎない、という受け入れ側の認識も影響していたと思われる。2016 年 11 月に外国籍労働者の 3 年を越える滞在が認められるようになり、外国籍労働者の呼称も移住労働者へと変化するなど、台湾社会の変化とともに多言語情報の内容にも変化が現れてきている。就労年限 12 年³⁶の期限は変わらず、家族呼び寄せもできず、また定住の道は開かれれないといった制限のある立場ではあるが、外国籍労働者の台湾での位置付けは徐々に変わりつつあるように感じられる。

2013 年ごろ、台北地下鉄に法廷通訳の多言語対応を紹介するポスターが掲示された。そこには、多様な出自を持つ人々が糸電話を手にとりことばを発する絵とともに法定通訳対応可能な 16 の言語名が記されていたのであるが、何よりも東南アジア諸語、ヨーロッパ諸語、日本語、韓国朝鮮語に先んじて、最初に手話が示されていることが今でも印象に残っている³⁷(写真 6)。台湾は原住民族の暮らす土地に数々の移民が移り住み、先住の人々との衝突や折衝、ときには妥協によって社会を形成してきた。台湾の人々のなかに、隣人としてやってくる人々の文化的な相違に対して、反発や対立をしながらもそれを乗り越え、あるいはなだめすかし、ときには妥協をしながら、結果的に文化的多様性を受け入れていく経験が刻み込まれているように思う。その一つの帰結がここに挙げた台湾で聞こえてくるさまざまな言語をモチーフとしたポスターであり、聞こえてくる言語の一つとしてどの言語よりも先んじて台湾手話を明記できるという優れた言語感覚・文化認識であるように思う。この優れた感覚、認識によって外国籍住民とともに新しい社会を形成する台湾に今後も注目していきたい。

研究の課題は多いが、中央省庁及び外国籍労働者の受け入れで上位を占める桃園市、台中市、新北市といった縣市で外国籍労働者と関わる関係者への聞き取り調査を行い、外国籍住民行政の方向性について、まずは明らかにしていきたいと考えている。

³⁵ 台中市で外国籍住民と受け入れ側住民の人的、文化的、言語的交流の架け橋として活動する NGO/NPO 組織「1095 文史工作室」の Facebook ページより。(https://www.facebook.com/MigrationTaichung/posts/pfbid02cdSKXXykcyZ4LiAWC6uDW4Xc2EX9L6p1bkyLQU5m3D1w7VbzZjNe26ckxNWqzvml) (2022 年 6 月 16 日参照)

³⁶ 看護・介護労働者は 14 年。

³⁷ 非音声言語である手話と糸電話のあいだの矛盾についてはひとまずおき、多様な言語間をつなぐコミュニケーションの在り方を前向きに捉えた比喩的表現として糸電話を捉えておきたい。

主要参考文献

日本語参考文献

- 小池誠 (2012)「台湾におけるエスニック・メディアが作り出すインドネシア女性労働者のネットワーク」
『国際文化論集』No46、pp.1-31
- 佐野哲(2004)『台湾の外国人労働者受入れ政策と労働市場』一橋大学経済研究所 世代間利害調整プロジェクト ディスカッション・ペーパー No. 229
- 藤井幸之助 (2005)「行政の多言語情報サービス」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』岩波書店、pp.59-63
- 藤井幸之助 (2013)「多言語サービス・多言語支援」多言語化現象研究会編『多言語社会日本 その現状と課題』三元社、pp.73-88
- 松永稔也(2010)「公共的空間としての第一廣場へー 移動の時代・公共性・街づくり」『多元文化交流』第 2 号、pp.123-153
- 松永稔也、林俊徳、蔡松峰、李秀貞、玉那覇ももこ (2014)「東アジア歴史と人の移動プロジェクト 活動の軌跡,休止,そして「かかわり」の継続」『多元文化交流』第 6 号、pp.166-196
- 松永稔也(2015)「監視されるショッピングモールー 外国籍住民の集聚力・集聚力の諸相および台中における移民監視の継続をめぐる」『多元文化交流』第 7 号、pp.170-195
- 松永稔也 (2020)「台湾・日本における地震防災情報の多言語化の考察ー災害時避難場所の揭示を中心としてー」『日本語日本文学』第 49 輯、pp.52-77
- 松永稔也 (2021)「台湾における「外国にルーツを持つ人々」への言語支援 外国籍配偶者と外国籍労働者を中心に」柿原武史、仲潔・布尾勝一郎・山下仁編著『対抗する言語 日常生活に潜む言語の危うさを暴く』三元社、pp.71-97

中国語参考文献

- 吳孟珊・李炳南 (2006)「我國現行法規範中少数群体語言權之初探」劉阿榮編『多元文化與族群關係』揚智文化、pp.61-82
- 李岳軒・陳慈治 (2016)「台中市政府首推兩清美文宣 助移工生活更便利」『四方報 菲律賓語版』第 30 期停刊號 (LAKBAY)
- 林月鳳・周慧玲 (2007)「新住民教育— 東南亞外籍配偶生活適應與識字教育之研究」『教育人力與專業發展』第 24 卷
- 邱淑雯 (2005)『性別與移動— 日本與台灣的亞洲新娘』巨流圖書公司第 6 期、pp.125-137
- 逃跑外勞著、四方報編譯 (2012)『逃/我們的寶島、他們的牢』時報出版
- 夏曉鵬 (2002)『流離尋岸 資本國際化下的「外籍新娘」現象』唐山出版社
- 夏曉鵬 (2005)『不要叫我外籍新娘』左岸出版社
- 夏曉鵬・陳信行・黃德北編 (2008)『跨界流離:全球化下的移民與移工 (上冊) (下冊)』台灣社會研究叢刊 13 山出版社
- 張正 (2010)「從邊緣殺入主流:『四方報』的發展策略與文化行動」『文化研究月報』第 108 期、pp.181-193
- 張慧芬 (2014)『泰籍勞工識字需求與教學策略之行動研究』國立屏東教育大學進修暨研究學院華語文教學碩士學位學程班論文
- 陳翰堂 (2016)「台中市「政府官員」的東協狂想曲」『獨立評論@天下』陳翰堂 (<https://opinion.cw.com.tw/blog/profile/52/article/4502>) (2016/7/7)
- 勞動部 (2021)『110 年移工管理及運用調查報告』(<https://statdb.mol.gov.tw/html/svy10/1042all.pdf>)
- 最高檢察署 (2019/4/17)「別再稱呼「外勞」了！」
- 新北市勞工局外勞服務科 (2018)『新北開辦外籍勞工華語班 搶救「菜中文」』(2018/9/13) (<https://ilabor.ntpc.gov.tw/news/release/content/450635689>)

臺中市政府勞工局 (2019) 「中市府越南及印尼移工第二梯次免費中文班將於 5 月 19 日開課囉！」 (2019/4/22) (<https://www.labor.taichung.gov.tw/1259799/post>)

藍佩嘉 (2008) 『跨國灰姑娘:當東南亞 僑遇上台灣新富家庭』 行人出版社

蘇金鳳 (2016) 「4 國文字「國際移工手冊」 讓外勞更融入台灣」 『自由時報』 (2016/2/23) (<https://news.ltn.com.tw/news/life/breakingnews/1611132>)

蘇金鳳 (2016) 「外勞溝通困境 勞工局推字卡」 『自由時報』 2016/2/24) (<https://news.ltn.com.tw/news/local/paper/961269>)

顧玉玲 (2008) 『我們:移動與勞動的生命記事』 印刻出版社

多言語情報 (本論考で言及したもの)

『四方報』

台北縣政府勞工局外勞服務課 『外勞季刊』 (季刊) → 新北市政府勞工局 『外勞資訊通』 (季刊)

團法人台灣國際勞工協會 (TIWA) 『PUSPITA』 (隔月刊) (刊行終了)

社團法人台灣國際勞工協會 (TIWA) 『bàn tin』 (隔月刊) (刊行終了)

社團法人台灣國際勞工協會 (TIWA) 『KASAPI』 (隔月刊) (刊行終了)

勞動部勞動力發展署 (2008-) 『外籍勞工在臺工作須知』 → 勞動部勞動力發展署 (2020-) 『移工在臺工作須知』

新北市政府勞工局 (2016) 『溝通無障礙!隨身字圖卡』

臺中市政府勞工局 (2016) 『推字卡』

臺中市政府勞工局 (2016) 『國際移工在臺生活便民手冊』

臺中市政府勞工局 (2016) 『臺中遊樂休閒手冊』

臺北市政府勞工局 『外勞 e 通訊』 (月刊) → 臺北市勞動力重建運用處外勞諮詢科 『國際移工 Talk』 (季刊) 社

写真資料

写真 1：『2021 年移工在臺工作須知』（旧称：外籍勞工在臺工作須知）



写真 2：『國際移工在臺生活便民手冊』



S

写真 3：『推字卡』



写真 4：『溝通無障礙!隨身字圖卡』



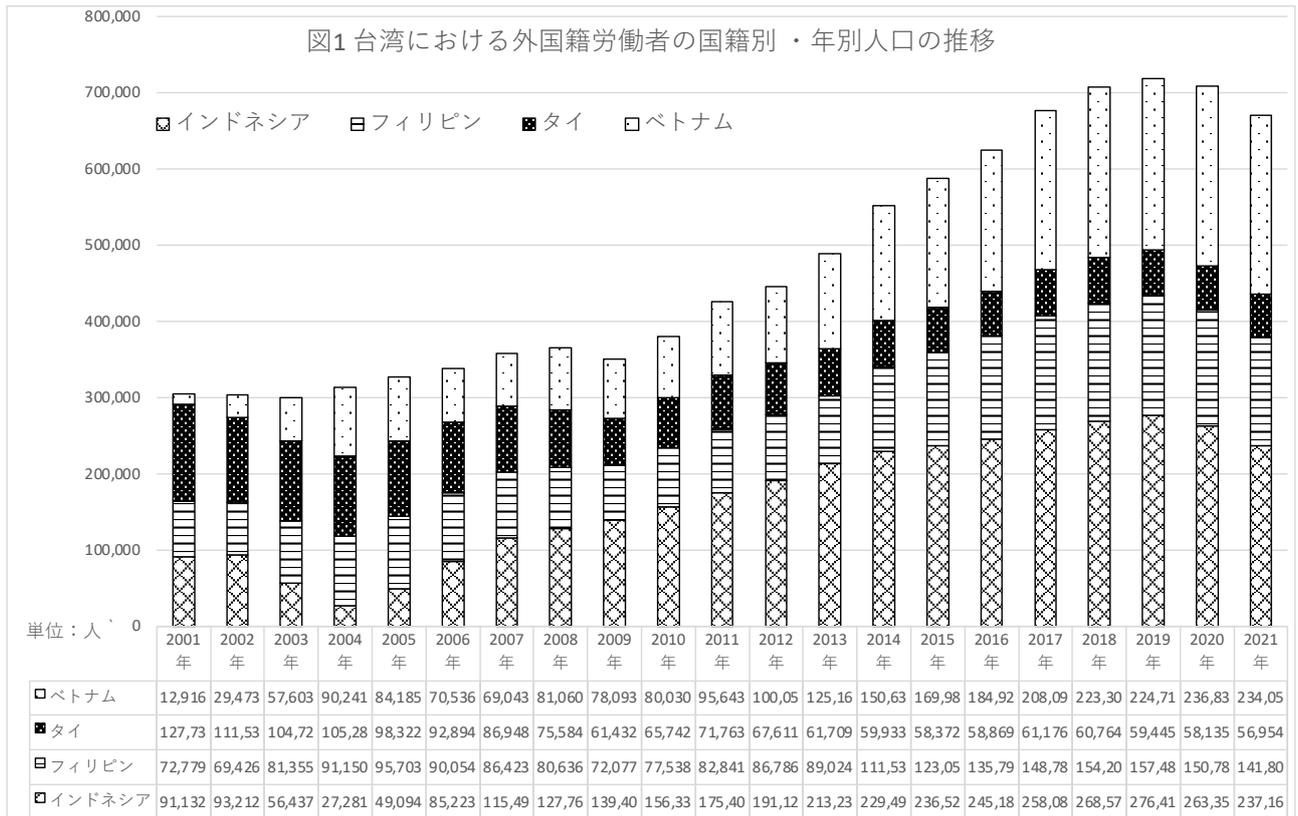
写真 5：『臺中遊樂休閒手冊』



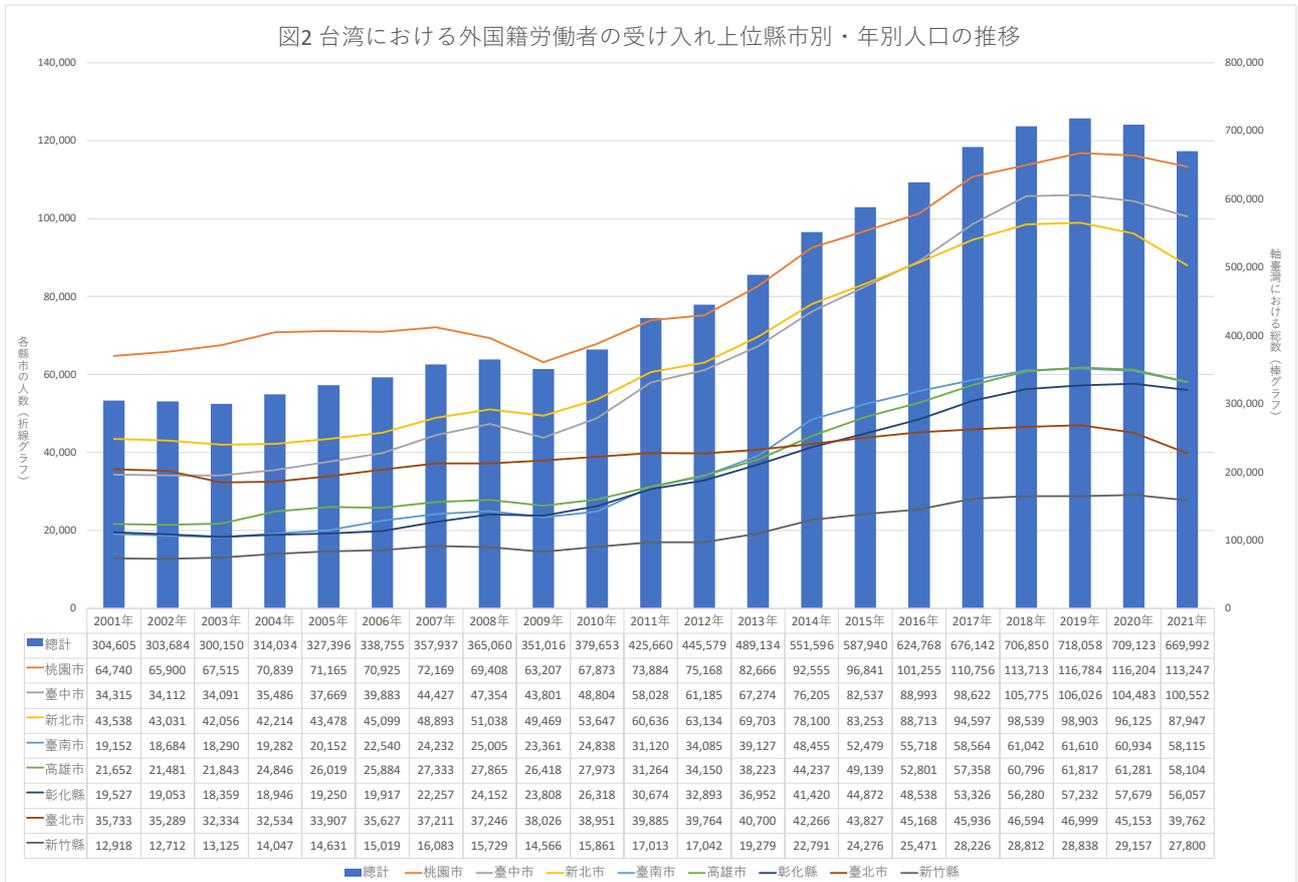
写真 6：台北地下鉄のポスター



統計資料



(労働部労働力発展署統計より筆者作成)



(労働部労働力発展署統計より筆者作成)